

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県議会広報紙「にいがた県議会だより」の制作及び発送業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年3月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 本公告日現在で、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「印刷・印章類」に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。単なる連絡所的な営業所を除く。）が所在する者であること。
- (5) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。

3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県議会事務局総務課総務係

電話番号 025-280-5522

Eメール ngt200010@pref.niigata.lg.jp

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

(2) 入札説明書等に関する問い合わせ

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合は、次の方法により質問すること。

ア 質問の方法

- ・ 別添「質問書」を電子メール、持参又は郵送により(1)の場所に提出すること。
- ・ 提出後、提出した旨を電話により連絡すること。
- ・ 電子メールにより提出する場合は、件名を「県議会だより制作及び発送業務質問」とすること。

イ 質問の提出期限

令和8年3月9日(月)正午まで

ウ 回答

- ・ 質問内容及びその回答は、令和8年3月12日(木)までに新潟県ホームページに掲載する。
- ・ 質問に対する回答は、仕様書等の追加又は修正とみなす。

4 入札日時、開札日時及び場所

(1) 開札日時

令和8年3月30日(月)午前9時

(2) 開札場所

新潟県議会庁舎3階 執行部控室

5 その他

(1) 入札保証金

入札金額に100分の110を乗じた金額(消費税及び地方消費税を加算した額)の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を令和8年3月17日(火)午後5時までに前記3(1)の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 調達手続の停止

令和8年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

6 照会先

新潟県議会事務局

郵便番号 950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

○ 契約事務について

総務課総務係 電話番号 025-280-5522

○ 仕様書について

議事調査課広報係 電話番号 025-280-5527

FAX 025-285-0773（総務課、議事調査課共通）